ākannonum**ē** 論 說

国際事務局の成立とその発展

黒

純

国連盟事務局の危機とその終焉国際連盟行政裁判所の設立国際労働事務局の成立 □ 専門的・技術的分野における発展 → 平和維持・安全保障分野における発展 国際事務局の成立とその盛衰 ―― 国際連盟事務局の成立とその終焉 国際連盟規約の起草 国際事務局に向けた努力

二 国際機構の史的展開と国際事務局の萌芽一 はじめに

○ 国連憲章の起草四 国際事務局の成立 ――

□ 準備委員会における議論 → 国連憲章の起草

神

直

はじめに

川委員会や国際行政連合に見られたような国家間協力を実践していった。このように、国際機構は基本的には国家 の結合体であるがゆえ、 ように、諸国家は、ヨーロッパ協調体制やハーグ体制に見られたように、多数国間の会議を組織し、また、国際河 ストファリア講和を機に近代国民国家が成立し、その後、ウィーン会議以降に国際機構現象が本格化した。 国際機構の歴史を語るとき、 この歴史をもう少し別の角度から見ることもできるのではなかろうか。諸国家によって組織された実体 国家の結びつきを中心にその歴史が語られてきたのは至極当然のことといえよう。 一般には、 国家間の結びつきに焦点が当てられてきた。通説的見解によれば、 周知の

には、

に着目すれば、

が、ある時点から、ある場所に常設され組織化を進めてきたこと ――

地位を損ずる虞のあるいかなる行動も慎まなければならない」)に代表されるように、国際機構の事務局は、基本的 指示を求め、又は受けてはならない。事務総長及び職員は、この機構に対してのみ責任を負う国際的職員としての

一国の政府ではなく国際機構のみに忠誠を誓ういわゆる国際公務員によって構成されると理解されている。

「国際事務局

(International Secretariat)」と称される。この国際

(「事務総長及び職員は、その任務の遂行に当って、いかなる政府からも又はこの機構外のいかなる他の当局からも

従来の見方とはまた異なった視点が得られるように思われる。今日でこそ、国連憲章一〇〇条一項

— すなわち、事務局的機関を備えてきたこと -

関の決議および事務局の内部規則によって決定される。この国際事務局の構成員は、

国の公務員ではなく国際機

機構の設立文書、

その国際的構成ならびにそ

また、その機能、

の永続性によって特徴づけられる。

事務局とは、

メロン

(T. Meron) の定義によれば、

8、権利および義務ならびに構成は、その義務および機能の国際的性質、

国際機構に設けられた事務局は、ときに

_

では、このような国際事務局におって、国際内な責任と行ける戦と集団が、果てして一も世コら国際的なものとされる。 構の公務員であり、たとえ一国の政府から派遣された公務員であっても国際公務員制度に属し、

その義務ももっぱ

度の自律性を備えるようになっていったのかという発展の過程が見えてくるように思われる。従って、 頃からなのであろうか。これらの間いに答えることにより、国際機構が、時とともに、その組織構造上いかなる程 意義が見出せるように思われるのである。 発展状況を知るために、その事務局的機関に着目し、 かったのであれば、国際機構が、その行政機構において、機構独自の運営を行うようになったのはいったいいつの 協力においてすでに定着したものだったのであろうか。また、もし、当初から機構独自の事務局的機関は存在しな では、このような国際事務局において、 国際的な責任を有する職能集団が、 それをとりまく制度の展開について考察することに、一定の 果たして一九世紀に萌芽した国 国際機構の

国連事務局の成立までを詳しく考察していくことにしたい を当て、国際機構の史的展開に沿って、国際事務局の成立と発展の様子を明らかにしていこうと思う。具体的には、 九世紀における国際機構の史的展開について概観した後、 以上のような関心から、 本稿においては、 従来さほど注目されてこなかった国際機構の事務局的機関の歴史に光 国際連盟規約の起草から連盟事務局盛衰の過程および

国際機構の史的展開と国際事務局の萌芽

外の社会生活一般に関する専門的・技術的分野でのそれである。以下に、 **、の流れに分けて説明され得る。** 一六四八年のウェストファリア講和を境とした近代国民国家の成立以降. 方の潮流は、 平和維持・安全保障の分野に関するものであり、 順を追って見てみることにしよう。 国際機構の萌芽は、 他方は、それ以 大きく二通

○ 平和維持・安全保障分野における発展

いたのである。 するものの、当時の国際関係の「歩み (pace)」の中で、定期的な多数国間交渉のための組織の必要性が認識されて 〇年)、ライバッハ (一八二一年) およびヴェローナ (一八二三年) ---国際機構の歴史において見過ごすことのできない重要性を有している。さらに注目すべきこととして、協調体制を 調体制により、 化することによって、戦時に形成された連携関係を平時においても維持することを目的とした。このヨーロッパ協 推進したロシアのアレキサンダー一世が念頭においたのは、会議が定期に開催されることであった。実際に、一八 るためにナポレオン戦争に勝利した列強が確立した政治システムであり、共同行動の誓約に基いて外交会議を組織 一八年から一八二二年までの間には、 協調 (Concert of Europe/ European Concert) 前者の系譜の端緒は、一八一四年から一八一五年にかけて開催されたウィーン会議を契機としたヨーロッ それまで当たり前であった二国間外交のみならず、多数国間の問題処理が拡張したという事実は、 四つの会議 ----エクス・ラ・シャペル (一八一八年)、トロッパウ (一八二 体制まで遡る。これは、 が開催された。この試みは、その後は頓挫 ヨーロッパにおける勢力均衡を維持す

開催された第二回ハーグ会議は、 の「連絡の場 (liaison)」となっていった。このような事務局の萌芽は、当初、 ら暫定的性格ではあったものの、その後徐々に、一会期の種々の会合間のみならず、連続する複数の会期間の一種 を途切れさせない必要性から、事務局が単なる事務技術をこえた役割を果たし始めたのであった。これは、当初か 務局の萌芽が現れることになる。会議間の間隙を埋め、 (から構成されていた。しかし、 散発的に開催された国際会議において、 その後は次第に他国の国民も加わるようになっていく。 参加諸国によって任命されたおよそ二五名から成る事務局を擁していたといわれ 否、 連絡の継続性を確保し、かつ、協力によって得られ むしろ散発的であったからこそというべきであろうか、 会議の主催国によって任命された職 たとえば、 一九〇七年に

四

□ 専門的・技術的分野における発展

以降、 況が現出することとなり、 交通、通信、 展にとって重要と思われる現象を残した。これとは別に、もう一つの看過することのできない大きな潮流がある。 以上のように、主として、 国境をこえて行き来する頻度を急速に増した。従来、一国で処理できた問題が一国のみでは処理し切れない状 科学技術が発達し、 保健衛生、産業など人々の社会生活に根ざした専門的・技術的分野に見られた発展である。一八世紀 それが産業革命という形で結実したことの当然の帰結として、 国家間での協力の必要性が生まれることとなったのである。 平和維持・安全保障の分野において進展した多数国間会議の方式は、 人やもの、財やサービス 国際事務局の発

国際河川委員会

(International River Commission) に見られる。 このような協力の萌芽は、 まず、 ヨーロッパの数カ国を貫流する河川に関して誕生したいわゆる国際河川委員会 中でも、ライン河をめぐっては、いち早くその兆しが現れてい

策を講じることや、河川の警察権を共同して統制するという原則が、理論の上では、フランス革命以前より発展し することができなかったこともあり、 てきていた。 ときはナポレオン時代にまで遡る。 しかし、現実には、 既得権原則が神聖視され、 当時、 河川には実に多くの徴税所や独占権が残され、 ライン河に関して、 また河川の自由航行という共通の権利を実効的に実現 諸国家から成る機構が、 航行や商業が大いに妨げられ 共同して作業を行い改善

このような状況の中、 一八〇四年八月一五日に、 神聖ローマ帝国とフランスとの間でライン河の航行に関する条

六

察に関する訴が提起されることとされた(同一二四条)。 された法律顧問の計三名から成る委員会が招集される(同一二三条)。この委員会の前では、 航および貨物への課税から成る航行税に一本化したものである。同条約によれば、毎年共和暦第二月(brumaire) 河川の航行を共通の規則の下に置くものであり、 約10 (Électeur Archi-Chancelier)によって任命されかつ実質上その地位を代表する委員および両締約国によって選出 (以下、「一八〇四年条約」) — マインツにおいて、 フランス政府委員であるモントネル ―いわゆるオクトロワ(octroi=航行税)条約 ―― 沿岸都市に認められていた従来の種々の徴税や特権を、 (Mont-Tonnerre) 県知事、 - が署名された。この条約は、 神聖ローマ帝国尚書長官 航行税の徴収と航行警 船舶の通

者は、事務局長が任命する(同五一条) の簿記官(commis aux écritures)から成る 徴税所の監督などの任務を負う四名の監督官(inspecteur) される(同四六条)。航行税の設定と徴収を指揮し監督する責任を負うのが事務局長(Directeur Général)である (同四三条)。事務局長は、双方の締約国が共同して任命し(同四八条)、マインツに常駐する(同四五条)。また、 ところで、この条約で定める航行税は、一二カ所 (左岸と右岸各六カ所) に設けられた徴税所 (bureaux) で徴収 各徴税所は、 一名の徴税官(receveur)、一名の検札官 (同四七条)。 前二者は、 (同四四条)は、 (contrôleur)、二名の検査官(visiteurs)および一名 締約国それぞれが任命し (同五〇条)、 両締約国が二名づつ任命する(同四九

これらの規定から、 の現状および退職または遺族年金の新規受給願に関する報告書を提出し、審議することになっている(同八〇条)。 検査官から構成される。事務局長は、この理事会において、控除基金の年次収支決算報告、 とである(同七九条)。同理事会は、議長を務める事務局長、二名の監督官、一名の徴税官、 注目すべきは、毎年共和暦一二月(fructidor)の第一日に、 規模は小さいものの、事務局長を頂点として、 マインツにおいて理事会(conceil)が招集されるこ 種々の職員が条約に定められた任務に従事して 年金受給状況、 一名の検察官、一名の 同基金

見た一八〇四年条約は二国間のものであり、多数国間での動きは、 彼らに関して、 退職年金や遺族年金のような身分保障がなされていたことが読み取れる。 ウィーン会議を待たなければならない。 もっとも、

する諸条項は、 びスウェーデンの間で、一八一五年六月九日に一二一カ条から成るウィーン会議議定書が署名された。国際河川と のように、ワーテルローの戦い直前に、オーストリア、フランス、イギリス、ポルトガル、プロシア、ロシアおよ オランダおよびプロシアによる多数国間の合意に基づくものである。 モーゼル河、 と併せて、より具体的な規定を設けた文書としては、 の関連で見れば、この議定書は、一〇八条から一一七条に主に一般原則に関してその関連規定を置いている。これ さて、ナポレオン没落後のヨーロッパ秩序の再建を目指し、一八一四年九月に始まったウィーン会議では、 ミューズ河およびスヘルデ(エスコー)河の航行に関する条項を含んでいる。二番目のライン河に関 同附属書は、 オーストリア、バーデン、ババリア、フランス、イギリス、ヘッセ=ダルムシュタット、ナッサウ 河川の航行に関する規則、 右の議定書に付された附属書一六B(一八一五年三月二四日 ライン河の航行に関する条項およびネッカー河、 マイン河、

則に定められた目的に関するすべての紛争について、 招集される 機関として中央委員会が用いられることもある (同九条)。中央委員会の意思決定は、 た(同附属書一〇条)。 同委員会は、 では、共通規則の履行と沿岸国間の交流のため、「中央委員会(Commission Centrale)」が設けられることとなっ この附属書のライン河に関する諸規定は、基本的には一八〇四年条約の趣旨を受け継ぐものである。 (同一一条)。 同委員会は、 各沿岸国によって任命された委員から構成され、毎年一一月一日にマインツに ライン河航行のための規則を作成する 各徴税所のもとに設けられた第 (同三二条)。 絶対多数で行われる(同一七 一審裁判所 また、 (同八条) この附属書の規 この附属書 の上訴

さて、 同委員会は、 一名の監督長官(Inspecteur en Chef)と二名の副監督官(Sous-inspecteur)を設置する。

八

離職の際の年金問題という限られた範囲ではあるものの、監督長官および副監督官の身分保障を訴訟により確保す ることが当時すでに念頭に置かれていたのである。 注意すべきは、 健康上の欠格事由(Cause d'Infirmités)による離職の場合、 官および副監督官の任期は原則として終身である。 によって選ばれかつ行政事務に携わる常設の人員が配備されていたのである。彼らの身分について見れば、監督長 告を行う(同一六条)。このように、ライン河の航行に関する規則を履行するために、中央委員会のみならず、各国 航行警察に関わる一切の問題に専心することである(同一五条)。また、中央委員会に対して、管理行政について報 ドイツ諸侯のいずれかの一つによってそれぞれ任命される(同一三条)。監督長官の任務は、規則履行の監視を行い、 委員会によって任命され、 監督長官はマインツに、 同規定において、年金をめぐって、先述の手続を用いた訴訟の提起が予定されていることである。 副監督官はライン河の上流、 副監督官は、一名がプロシアに、一名がフランスとオランダのいずれかに、もう一名が 勤務が不十分であるとの理由(Cause de mécontentement)や 中流、 下流にそれぞれ常駐する(同一二条)。 監督長官は中央 利用できる年金に関しても定めがある(同 一四条)。

八九条)。監督長官および監督官は、いずれも終身である(同九五条および同一〇一条)。 同委員会によって任命される一名の監督長官に加え、 われる(同九六条)ということである。このことから、いずれの国家にも従属しない行政官の存在が浮かび上がっ フランス、ヘッセ=ダルムシュタット、 ン河そのものに関する初めての国際条約である。この中で、規則履行のための組織として、『ミッ 一八三一年三月三一日には、ライン河の航行に関する条約(いわゆる「マインツ条約」)が、バーデン、ババリア、 中央委員会に対して忠誠を誓うことが明記されており(同九九条)、その給与は、各国からの拠出金によって賄 その他徴税所またはそれ以外の場所に配置される職員(employés)の存在が念頭に置かれている(同条約 ナッサウ、 オランダおよびプロシアの間で署名された。この条約は、ライ 河川を四分した地域にそれぞれ常駐する四名の監督官および 注目すべきは、監督長官 中央委員会以外にも、

て く る。 ②

ューブ(一八五六年)、プルト(一八六六年)のような河川へと広がりを見せていったのである。(②) 年一〇月一七日署名) 行の管理運営制度は、その後、 その後、 七日署名)へと受け継がれていくこととなる。また、ライン河の航行制度は、このマインツ条約から、今日 たとえば、エルベ(一八二一年)、ドウロ(一八三五年)、ポー(一八四九年)、ダニ 今日も通用するいわゆる「マンハイム条約」(一八六八 国際河川に設けられたこのような委員会による航

国際行政連合

際行政連合は、一九一四年までに五○ほど作られたといわれる。著作権保護連合(一八八四年)および国際農業協会(一九○五年) ける協力が必要とされ、 九○六年)が発達し、このような急速な輸送手段の発達が疫病の危険性を増したことにより、保健・衛生分野にお Administrative Unions/ Public International Unions)と呼ばれる国家間協力の発展にも顕著に見られた。 以上に見た国際河川委員会の発展と並行して、一九世紀における国際協力の流れは、国際行政連合(International 交通・通信分野において、 のち一九七八年に万国郵便連合と改称)、 国際度量衡事務所 (一八七五年)、 国際公衆衛生事務所(一九〇三年および一九〇七年)も発達した。また、産業の発達によ 国際電信連合 国際工業所有権保護連合(一八八三年)、国際統計事務所 (一八六五年、 国際鉄道貨物輸送連合(一八九〇年)および国際無線通信連合(一 以下カッコ内は設立年を示す)、一般郵便連合 (一八七 が生まれた。技術的な性質を有するこれらの国 (一九一三年)

スウェーデン=ノルウェー、 イン、ギリシア、ハノーバー、ハンブルグ、イタリア、オランダ、ポルトガル、プロシア、ロシア、ザクセン、 いくつかの代表的な国際行政連合を見てみると、 一八六五年五月一七日に、 スイス、トルコおよびヴュルテンベルグの間でパリにおいて署名された。当初、定例 フランス、 オーストリア、バーデン、ババリア、 たとえば、 国際電信連合は、 国際電信条約によって設立された。 ベルギー、デンマーク、ス

置くことを全会一致で決めたことによるものである。また、スイス代表が初代の事務所長にも任命されていた。(※) を行うこととされていた。これは、最初の国際的な行政事務所であり、国際機構の模範となったと評価され得る。 事務所の経費は、全締約国からの拠出によって賄われる。また、同事務所は、国際電信に関するあらゆる資料の収 いなかった。 会議は、 (Bureau International des Administrations Télégraphiques) が設置されることとなった。同条によれば、この 料金表の作成、一般統計表の作成、共同利益のための調査実施を担い、また、各締約国にそれらの文書の配布 締約国の首都において持ち回りで開催されることが定められ(同条約五六条)、 実際にこの事務所を運営したのは、 しかし、一八六八年七月二一日にウィーンで署名された改正条約六一条により、 スイスの電信当局であった。これは、各国代表がスイスに事務所を 常設の事務局は設けられて 電信行政国際事務所

 $\overline{\circ}$

通知することとされている(同一八条)。とりわけ、 条約上、スイス政府は、 International de l'Union Postale Universelle)の名のもとに、 た。同連合を設立するために一八七八年六月一日にパリで署名された条約においては、 とが定められていた(同条)。この一八七四年の条約一八条が予定していた通り、 という行政事務に加え、 の設置が念頭に置かれていた(同条約一五条)。この事務所は、国際郵便業務に関わる資料を整えて発行・配布する 設立に関する条約では、当初から一般郵便連合国際事務所 (Bureau International de l'Union Générale des Postes) ドイツ、ギリシア、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セル ビア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコおよびアメリカの間でベルヌにおいて署名された一般郵便連合の 一八七四年一〇月九日に、イギリス、オーストリア=ハンガリー、ベルギー、デンマーク、エジプト、フランス、 大きな役割を担っている。 要請があれば、 紛争ある問題に関して意見を述べたり、 たとえば、 同事務所の運営については、すべての職員の採用、 条約への加入は、外交手段を通じて、スイス政府に 事務所が継続されることとされた その後万国郵便連合が再結成され 執行規則の改正要求を検討するこ 、万国郵便連合国際事務所 (Bureau (同条約一六条)

出する。

(同附属書七条)

ペイン、 事務所は 政府代表から成る委員会 (Comité) の権限および統制のもとで任務を遂行する (同協定) 実や文書を収集し、 所の組織上の地位」と題する附属書も付されている。これらの文書によれば、この国際公衆衛生事務所の本部はパ れていた。これを受けて、一九〇七年一二月九日には、 判断したときに、パリにおける国際衛生事務所 ギリス、 月三日には、 年に初めてコレラがヨーロッパに流入してきて以来、国家間協力による取組みが実に多くなされてきた。それらの(翌) いる(同附属書二条)。なお、 リである(同協定一条および同附属書一条)。 生事務所設置のための協定が署名された。また、同協定には、事務所の組織上の詳細について、「国際公衆衛生事務 ン、アメリカ、フランス、イタリア、オランダ、ポルトガル、ロシア、スイスおよびエジプトの間で、国際公衆衛 協力の一つの到達点として、 管理統制、 主にアジアからヨーロッパにコレラが伝播するのを防ぐことから発達した国際衛生の分野においては、一八三〇 ならびに、 スイスおよびアメリカの間で衛生協定が署名された。 イタリア、ルクセンブルグ、 各国の行政に何らの干渉もできないとされる一方で、 職員に対する規律権限などに関して、 パリにおいて、 特に、 かつ参加国に情報提供することである(同附属書四条)。 コレラ、 オーストリア=ハンガリー、ベルギー、ブラジル、エジプト、フランス、ドイツ、イ 委員会は、少なくとも年に一度は招集され、 従来のように個別の疫病を扱うのではなく、 ペスト、 モンテネグロ、オランダ、ペルシア、ポルトガル、 同事務所の主要な目的は、 黄熱病のような伝染病およびそれら伝染病を抑止する手段に関する事 (Office Sanitaire International)の設置を提案することが規定さ スイス政府が完全なる行政権を行使したのである。 ローマにおいて、 同協定一八一条には、 それが設置されている国家の権力からは独立して 公衆衛生に関する一般的性質を有する事実 また、同委員会は、三年任期の議長を選 それらを包括した形で、一九〇三年一二 イギリス、ベルギー、ブラジル、スペイ この目的のため、 フランス政府が時宜を得たと 一条)。 ルーマニア、ロシア、ス 右の附属書によれば、 同事務所は、

_

委員会によって選出される一名の局長(Directeur)および一名の事務総長

集団 ずかの例外を除いて、すべてがフランス人であったことを考えると、本部所在地国の影響は大きかったのではない(%) 員の任免権が事務所に与えられているという点に鑑みれば、今日の国際公務員制度と多少の類似点を見出すことも 員の選出と解任については、局長がこれを行い、局長はそれを委員会に報告する(同附属書八条)。このように、 できる。しかし、本部に一七五名従事していたとされる、給与を得てフルタイムで勤務する恒久職員から成る少数 (Secretary General) ならびに事務所運営に必要な人員 (agents) によって遂行される。すべてのカテゴリーの職 この国際公衆衛生事務所の任務は、 局長、事務総長、二、三名の技術補佐員、図書館員、会計担当員、事務員、タイピスト――- は、ごくわ

かと思われる。

意すべきは、 Général)が総会の事務局としての任務を果たす。また、 さらに、予算や手続事項についても決定権限を有する(同五条)。常設委員会は、総会の指示および統制のもとで、 ら一票を有することとされ(同一○条)、いわゆる加重票制が用いられていることである。 ことを条件に、ある国家代表が他の国家に代表権を付与することもできる(同七条)。常設委員会の事務総長(Secrétaire 協会の執行権限を付与されている(同六条)。同委員会は各国政府から成る。しかし、有効定足数一五を下回らない ら成る総会 (同三条) は、協会の機構および内部的任務に関して常設委員会によって準備された提案の承認を行う。 七日に、ローマにおいて四〇カ国により署名された国際農業協会設立条約に基づく。 (同条約一条)、総会(Assemblée général)と、常設委員会(Comité permanet)から構成される。加盟国代表か この傾向は、同じく二〇世紀に入って設立された国際農業協会にも見られる。 意思決定方式であり、 分担金に応じて五つにカテゴリー分けされた国家は、多い順にそれぞれ五票か 常設委員会は、そこで働く職員を任免する 同協会の設立は、 同協会は、ローマに設立され 一九〇五年六月

この国際農業協会の職員の地位に関して注目すべきは、職員規則二条において、すべての職員は、もっぱら事務

の国際事務局と位置づけられることもある。 のことから、 務遂行に当たっては、 本部所在地国であるイタリア政府は、 総長および自分より上位の責任者の指示を受けると規定されており、 職員は純粋に国際的性質を有する行政的活動を行う機関であることが、 職員の任命については、 いかなる国家権力の指示も求めたり受けたりしてはならないとされていたことである。 国際農業協会自体およびその職員に一定の特権免除を付与していた。これら その職員の本国政府による事前の許可が必要であったものの、同協会が最初 職員がいかなる国家の代表でもなく、 確立されていたのである。さらには、

るものであった。また、 のカテゴリーの人員が配備されたのであった。このような現象は、 務の責任を一切負い、また、その業務を補佐するために、監督官、 河中央委員会に見られたように、 もかかわらず、会議の継続性を維持するために、ハーグ会議において見られたような事務局が発現したのであった. の分野での協力として中心的役割を果たした国際会議においては、それ自体が常設性を有さない会議体であったに その組織の中で任務に従事する人員の集団が徐々に現れてくる様子を概観した。当時、 ・実であった。概して、一加盟国 以上、 から選出されたり、その管理のもとに置かれるなどの形で、当該所在地国の多大な影響を受けていたこともまた 国際河川における各国の利害調整のために設けられたいわゆる国際河川委員会に関しては、 九世紀から二○世紀初頭に至る国際機構の発展過程において、さまざまな形で国家間協力が形成され、 右に見た通り、常設の事務所が設けられたとしても、そこで勤務する者の多くは、 国際行政連合においても、 いずれの国家の代表でもない監督長官が通行税の設定および徴収のような管理業 通常は事務所の所在地国 恒常的に行政事務に携わる人員が必要とされてきたことがわか 徴税官、 「今でいう が自国の行政事務の範囲内で問題の処理を任 検察官、 『国際公務員制度』の走り」と評され 検査官、 平和の維持または安全保障 簿記官のような種々 代表的なライン 事務所の所在地

されたり、 度に向かう重要な萌芽であるように思われる。 国家の代表でもなく、もっぱら事務総長や上司からの指示に従うという点である。これらは、今日の国際公務員制 職員の任免を国家ではなく行政の長が行うという点、あるいは、 任期を定めて、 である。とはいえ、ここで注目されるのは、二〇世紀に入って設立された国際公衆衛生事務所に見られたように、 (allegiance)という不断の絆によって本国行政府と結びつけられているばかりか、本国政府に従属さえしていたの その事務所所在地国 自国の公務員を当該事務所に送っていた。そのような事務所で勤務する職員は、 (場合によっては、 いくつかの加盟国) 国際農業協会に見られたように、 が、 国際的任務を遂行するために、特定の 国家への忠誠義務 職員がいかなる

際公務員制度が確立されるに至ったのであろうか。 では、 このように、 国際機構の萌芽的段階において見られたいくつかの特徴がいかにその後反映され、 次に、国際連盟事務局の軌跡をたどってみることにする。 今日の国

三 国際事務局の成立とその盛衰 —— 国際連盟事務局の成立とその終焉 ——

国際連盟規約の起草

あろう。 約の起草が本格化する。 保全を相互に保障するために、特別な規約により一般的諸国連合を設立することが謳われた。(生) なかった。従って、会議開催以前に、連盟事務局に関する規定がいかにして形成されていったかを見ておく必要が 第一次大戦末期の一九一八年一月八日に、アメリカのウィルソン(W. Wilson)大統領が議会に向けて「一四カ (Fourteen Points)」を発表した。 後に見るように、連盟規約起草会議においては、 周知のように、その最終項において、 事務局に関する規定はほとんど変更され 大小すべての国家の政治的独立と領土 その後、 国際連盟規

四四

ランス政府案には、 事務的機関(ministerial agency)として、事務局を組織する」との一節を見出せるのみである. 大佐によって同年七月一六日に提出された案には、 当初は、これらを考慮して作成されたアメリカのウィルソン大統領による第一草案の二条に、 イギリスの努力による一九一八年三月二〇日のフィリモア(W. G. F. Phillimore) 事務局に関する言及はなされていない。また、 事務局に関する発想はあったものの、 ウィルソン大統領が頼みとしたハウス(House) 直接言及はなされていな 案や同年六月八日のフ 「代表団は、その

る」と述べる。し、そのすべて 事項を扱う連盟の下に、 約上の取極に従って国際的任務を遂行する国際的行政機関(international administrative bodies)は、 将軍の提案である。ウィルソンに多大な影響を及ぼしたとされるこの提案は、 に置かれ、 ようにも思われる 行政事務を連盟事務局職員が担うということから、 看過できないのは、その後一九一八年一二月一六日に提出されたイギリスの南ア防衛相スマッツ (J.C.Smuts) そのすべての連絡を行い、 その必要な行政的調整を行い統制するのが常設の職員であるとされていたのである。ここには、 この常設事務局や職員を任命するのは理事会とされた。 専門的・技術的国際機構を置いて問題を処理するいわゆる集権論の立場が見られる。その かつ、 理事会の会合の合間に必要なすべての調整を行う常設事務局と職員を設置す このスマッツ案には、巨大な行政機構の設置が構想されていた 郵便、 電信、 「理事会は、 衛生などの分野において、 その議事録や記録を保管 理事会の下 、一般的

任命することが規定されている。日のウィルソン第二案および同一 常設事務局の必要性と事務総長 「が規定されており、さらには、 これ以降に提出された案には、 (General Secretary) 多かれ少なかれ事務局への言及がなされている。 連盟の職員および彼らが集まる建物には特権が付与されることにも言及されてい また、 一〇日の第三案には、 この間、 一四日に、イギリス代表のセシル(R. Cecil)から出された案には 執行理事会 (Executive Council) が常設事務局および職員を または行政長官(Chancellor)が大国によって選出されるこ たとえば、 一九一九年一 月一〇

行理事会」をそれぞれ「事務総長」、「総会」、「理事会」とする用語上の変更があったものの、事務局に関する規定 連盟行政長官がこれを任命する。行政長官は、代表団(Body of Delegates) 又は執行理事会のすべての会合におい 務局には、連盟行政長官の一般的指示及び統制の下に、必要なる事務官(secretaries)及び属員(staff)を置き、 られていた。その後、これらを踏まえた上で、法律顧問であったハースト(C. Hurst)とミラーの二人が調整を重 理事会が常設事務局と職員を任命し、事務局は連盟の行政長官の一般的統制および指示のもとに服することが定め て長官(Secretary)として行動する」という文言が含まれることとなった。その後、「wearthing (see 規約起草のための第一回国際連盟委員会(Commission of the League of Nations)に提出した提案には、「事 国際連盟委員会において、大幅な変更のないまま採択に付されることとなった。 これに関連して、同二七日に提出されたセシルとその法律顧問ミラー (D. H. Miller) 「行政長官」、「代表団」、「執 との合同案では、

| 国際事務局に向けた努力

とんど議論なく少しの用語上の変更のみが施されて採択されたといえる。(③) 以上のように、国際連盟規約において、事務局に関する規定が置かれることとなった。この規定は、 原案からほ

連盟規約六条は次のように規定する。

第六条 官及属員ヲ置ク。 常設連盟事務局ハ、 連盟本部所在地ニ之ヲ設置ス。連盟事務局ニハ、事務総長一名並必要ナル事務

一 第一次ノ事務総長ハ、附属書ニ之ヲ指定シ、爾後ノ事務総長ハ、連盟総会過半数ノ同意ヲ以テ連盟理事会之 ヲ任命ス。

二 連盟事務局ノ事務官及属員ハ、連盟理事会ノ同意ヲ以テ、事務総長之ヲ任命

連盟総会及連盟理事会ノ一切ノ会議ニ於テ、

其ノ資格ニテ行動ス。

五 連盟ノ経費ハ、連盟総会ノ決定スル割合ニ従ヒ、連盟国之ヲ負担ス。

四

事務総長ハ、

して形成されていったのであろうか。 これらの規定のうち、 連盟規約には、これ以外に特段の規定は置かれていない。では、 事務総長および事務局職員の身分に関すると思われるのは二項と三項の任用に関する規定 国際連盟事務局は、 実際に、

成を案出した。 置した。その局とは、 ンドは心情を吐露している。 負わない事務官 であり、他方は、真の国際公務員制度 構成されそれが奏効していたことから、 に当たった設立委員会(Organisation Committee)が、「幸いにも」全会一致で後者の立場を採用したと、 に構成すべきかについて、二つの相対立する考えがあったと述べている。 初代事務総長ドラモンド (E. Drummond) は、 理事会を補佐して紛争や国境問題などを処理する政治局、 初代の事務次長補として選ばれたのは、 二~四名の副事務総長 イタリアのアンチロッティ(D. Anzilotti)、 ―の設置という考えであり、これがドラモンド自身の腹案でもあった。結局、事務局設立の準備 委任統治局、 彼は、事務局の予算が必ずしも十分ではない中、 経済財政局、 ―― もっぱら連盟の奉仕者であり、自国政府の代表でなく当該政府に責任も (Deputy Secretaries-General) または事務次長補 (Assistant Secretaries 連盟事務局も、すべての連盟加盟国の代表する機関であるべきという考え 運輸通信局、 一九一九年四月に事務総長の職に任命されたとき、 アメリカのフォスディック (R. Fosdick)、 日本の新渡戸稲造 麻薬取引や女性売買のような問題を処理する社会問 常設司法裁判所の設立を準備し、すべての条約を 一方は、 事務局がなすべき作業計画とその構 戦時、 を置き、その下部に各局長を配 各国代表から成る組織が フランスのモネ 事務局をいか ドラモ

えたことは、 びに広報局も加えられた。連盟の萌芽的段階において、ドラモンドが予定した事務局の構成に関わるこれらすべて 者担当局も擁した。そのほかに、公文書に関して責任を負う管理官、司書および登録官、翻訳官および通訳官なら る多くの既存の国際団体との関係を担当する国際事務所 (International Bureaux) 担当局であった。さらに、 登録・公表し、 公務員であった初代事務総長ドラモンドの努力が国際連盟の行政機構の構築に欠くことのできない多大な影響を与 ル統治委員会やダンチッと高等弁務官の任務に関わる施政委員会担当局、 実に連盟初期から一九三九年の連盟末期まで維持されることとなったのである。このように、 間違いのないことであった。 国際法の問題につき連盟に一般的助言を行う法務局、 および、 中東欧における少数者保護のための少数 連盟と連携することが予定されてい イギリスの国家

要があった。 保しなければならなかった。しかし、その際に、 ばもはや自国の奉仕者ではなく、その間は国際連盟のみの奉仕者だからである。その任務は、 にある。職員を任用するに当たって、事務総長は、第一に、遂行せねばならない特定の任務に最も適した男女を確 であろう。同報告書はいう。「条約の文言により、職員の選出義務は事務総長にあり、それを承認する義務が理事会 一〇年六月にイギリス代表バルフォア(A. J. Balfour)が理事会に提出した報告書 ても、その国際的忠誠という意味が弱められるべきではないのである。」 国際的なものである。……既述のように、職員は、国家の任務ではなく国際的任務を負う。いかなることがあ 前例のない作業に取組んだドラモンドの努力と併せて、事務局の設置に関して重要と思われるのは、 私は、 明らかに、いかなる一国または国家集団も、この国際組織への人材(material)の提供を独占するべき 『国際的(international)』という語を強調する。というのも、 種々の国家から職員を選出するという多大な重要性を考慮する必 事務局職員は、 (以下、「バルフォア報告書」) ひとたび任用されれ 国家的なものではな

この文書は、事務局職員が自国に対してではなく、機構に対してのみ国際的責任を負うことを明確に打ち出した

ても過言ではないであろう。 点で画期的であったといえる。 事務局職員の法的地位や身分保障の基本原則として、 その後の指針になったといっ

を含む一種の「マグナカルタ」であった。 定した身分保障を提案するものであった。この報告書は、 ついて提案するものであり、 「ノーブルメール報告書」)が提出された。この報告書は、国際連盟事務局および国際労働事務局の組織のあり方に 翌年五月七日には、フランスのノーブルメール 二 日 1の第1 一回総会で採択された。事務局運営の細部にまでわたるこの報告書は、 とりわけ、 職員に対して、給与などの経済的問題や昇任などの契約条件に関して、 (G. Noblemaire) その後、 総会第四委員会によって検討され、 が議長を務める調査委員会の報告書 事務局の行財政枠組みの原則 同じ年の一

用される者を模範として、 専心を損なう傾向にある本来の不安感から職員を保護する条件 同等の給与が支払われるべきであり、さもなければ、連盟事務局の職に就く者を確保することは不可能となると述 れるこの改革の即時の実現を勧告する……。]ここでは、 われる給与との比較において、当時最も高額の給与が支払われていたイギリスの公務員制度を基準として、それと ーブルメール報告書は、 べ、そのように算出した詳細な附表を付している。このノーブルメール報告書の趣旨は、その後、一九三〇年の一 二人委員会報告書(Report of the Committee of Thirteen)によっても確認された。また、勤務条件に関して、 連盟事務局職員に関して、 その後は、 職員規則については、 ノーブルメール報告書による右の勧告を受けて、 次のように述べている。「今や、 職員に付与されるべき時がきている。 ノーブルメール報告書は、 当時、 一九二一年六月に「国際事務局職員暫定規程」が発行されていたとこ 勤務条件を直ちに明確にする必要性が述べられているので まず、 契約の明確な条件 給与について、 規則も改正されることとなった。職員規則が最初 事務局の全般的に良好な運営のために必要と思わ が、 できる限り遅滞なく、 一国政府における同等の業務に支払 - 現在、 能率を減じ良心と義務への 一国の政府省庁で任

のいかなる他の当局からも指示を求め、 の職務を果すに当っては事務総長に対して責任を負う。……職員は、いかなる政府からも又は国際連盟事務局以外 益のみのためにその職務を遂行し、かつ、その行動を律することを誓約する。職員は、 であり、その任務は国家的なものでなく国際的なものである。職員は、任命を受諾することにより、 ることとなった。 に完全なものとして発行されたのは一九三二年であり、 因みに、 職員規則(一九四五年版)一条によれば、「国際連盟事務局の職員はもっぱら国際的職員 又は受けてはならない」と規定されている。 その翌年に出されたものを最後に、 事務総長の権限に服し、 加除式の体裁がとられ 国際連盟の利 そ

ものといえよう。 うに、むしろ連盟設立後に、初代事務総長ドラモンドの努力や、連盟に提出されたバルフォア報告書、ノーブルメ する何らの詳しい規定も設けられてはいなかった。 そこには、 ・ル報告書、一三人委員会報告書、さらには、職員規則といった種々の文書に基づいて、徐々に形作られていった 以上のように、国際連盟規約六条は、起草時からさほど大きな議論もなされることなく採択されたものであった。 常設の事務局と職員を設置することの重要性が認識されはしたものの、 国際事務局としての連盟事務局のあるべき姿は、すでに見たよ 事務総長や職員の法的地位に関

三 国際労働事務局の成立

国際連盟加盟国の社会政策の指針となる一般原則 働事務局である。 の第一三編は、 イユ条約による。 国際連盟事務局と併せて触れておかなければならないのは、 一九一九年と一九二〇年に結ばれた他の平和条約にも挿入された。 ® 同条約の「労働」と題する第一三編は、ILOの機構に関する第一 周知の通り、 ILOの設立は、 国際連盟のそれと同様、 ——「労働憲章」—— 国際労働機関 を述べた第二節 一九一九年 以下、 一節 (三八七条―四二六条) と、 ILO) に設けられた国際労 (六月二八日署名) のベルサ (四二七条)から成る。こ

また、常設国際司法裁判所の利用も可能である ○六条)、当該条約に関する紛争解決に関しては、連盟事務総長に審査委員会の選任権限があり(同条約四一二条) 条約三九二条)。また、ILOの総会と理事会の会議および国際労働事務局の経費は、 ルサイユ条約三八七条)し、 国際労働事務局と国際連盟は、 加盟国が採択した勧告や条約および批准された条約は、 国際労働事務局も、国際連盟の一部を成すものとして国際連盟の本部に設けられる(同 密接な関係を持つ。 (同条約四一五条)。 たとえば、 国際連盟原加盟国がILOの原加盟国となる(ベ 連盟事務総長に寄託され(同条約四〇五および四 連盟から賄われる(同条約三

実体を有するのである。」 務局と密接に関連している。国際連盟は、ILOの財務省でありかつ法務省なのである。若干の業務(広報、 の覚書は、 は協力することもあろう。 と見なされる。 国際労働事務局は、 このように国際連盟と密接な関係を保ちながらも、 国際連盟とILOまたはその事務局との関係を次のように表している。 われわれは、それが平和条約に由来する一団の国際組織の一部を形成していることを忘れてはなら その財政的地位および一定の司法的または政治的手続によって、国際連盟およびその事 しかし、 国際会議と事務局を備えた常設のILOは、完全なるものであり、自律的なる ILOは自律的な機構でもあった。 「国際労働事務局は、 設立当初の理事会 自律的機構 翻訳)

局長は、 事務局の事務局長 (Director) は、 合に出席しなければならない。」また、 な運営及び他の委託されることのある任務について責任を負う。 たのであろうか。 では、 このように連盟と離れ一定の自律性を有するILOに設けられた国際労働事務局は、 事務局の業務の能率を充分に考慮しつつできる限り、 ベルサイユ条約三九四条は、 理事会によって任命され、 同条約三九五条は、 次のように規定する。 「国際労働事務局の職員は、 且つ、 国籍の異なる者を選任しなければならない。これら 事務局長又はその代理者は、 理事会の指示の下で、 「国際労働事務局に事務局長を置く。 事務局長が任命する。 国際労働事務局の能率的 理事会のすべての会 いかなる性質を有し 国際労働

<u>=</u>

の者のうちの若干人は、婦人でなければならない。」

したといわれる。 職員を維持した。他方で、職員と頻繁に対話を重ねることにより、官僚制が行き過ぎないようにすることにも成功 準備のために開かれた会議)で事務総長を務めたバトラー るようにするために努力した。彼は、 先述のバルフォア報告書に述べられた原則の熱心な支持者であった彼は、 フランスの元軍需大臣であった初代事務局長のアルベール・トーマ(Albert Thomas)が多大な貢献を果たしたと いえる。彼は、副事務局長(Deputy-Director)に、ワシントン会議(ベルサイユ条約四二四条に基づきILO設立 (Scientific Department)および対外関係や宣伝活動を行う政治局(Political Department)に大きく分けられた。 連盟規約同様、ここには詳細規定はない。事務局の実際の設置に際しては、連盟におけるドラモンドのように、 組織は、 国際会議開催準備のための外交局(Diplomatic Department)と、情報収集やその頒布を行う科学局 職員の選任の多くを競争試験に基づかせ、一貫して高い水準の能力を有する (H. B. Butler)を就け、まず少数の職員を募った。ま ILO職員がもっぱら国際的性質を有す

働事務局で職務遂行可能な言語能力に乏しいことがしばしばあるからである。また、国際労働事務局の業務の性質 特に外務公務員を短期間借りる(loan)ことで業務が行える一方で、労働行政に長期の経験を有する者には、 独自の恒久職員に終身的地位(tenure)を確保する必要を説く。というのも、連盟事務局においては、一国の公務員、 の契約を付与されるべきと述べられている。ただし、 地採用の日常事務を行う職員、タイピストなど下位に属する職員を除き、 の採用に関して、連盟事務局同様、事務局以外から選ばれる事務局長および副事務局長のような最高位の職や、 先に述べたノーブルメール報告書も、 職員には、 長期の訓練と高度の専門的問題への緻密な応用力が望まれる。従って、職員の採用に際して最も考 国際労働事務局の形成に多大な影響を与えたと思われる。そこでは、 同報告書は、国際労働事務局においては、 職員は一般に、国際的に採用され、 連盟事務局以上に、 長期 現

継続することを勧告している。 先する理由はない。このことから、ノーブルメール報告書は、 慮すべきは、 候補者の能力と専門知識なのであって、連盟事務局以上に、 国際労働事務局ですでに実施されていた競争試験を すべての加盟国から代表を選ぶことを優

の事務局形成に少なからず影響を与えたのではないかと思われる。 形成によって得られた経験は、その後、 国際連盟に設けられた事務局とは別に、 するという傾向が当初から根強かったといえる。 初代事務局長トーマやノーブルメール委員会の努力により、 国際連盟と併行して活動を開始したILOにおいては、その専門的性質に由来する現実的要請と、 第二次大戦という危機も乗りこえて存続し、 専門的・技術的性質を有する国際労働機関に設けられた国際労働事務局の ともあれ、 一般的 連盟以上に、事務局独自の職員を長期にわたって任用 (かつ特に政治的色彩の濃い) 戦後発展した多くの国際機構 国際機構である

四) 国際連盟行政裁判所の設立

事件が挙げられる。 有する者が解任された場合、当該職員は、連盟理事会または国際労働理事会に不服を申立てる権利を有することが、 れていたわけではないということである。 法的救済を実現したという点で、 を行うための常設の行政裁判所が設立されている。 国際連盟の歴史の中で看過できないのは、 回連盟総会において認められていた。この制度を利用して連盟理事会に申立がなされた例としてモノ(Monod)(ឱ) ここで確認しておかなければならないのは、 本件は行政裁判所設置の契機にもなった重要な事件であるので、この事件とそれに続く一連の 国際公務員の身分保障制度の歴史において、 当初は、 行政裁判所の設立である。 連盟事務局または国際労働事務局の職員で、五年以上の任期を その嚆矢である国際連盟行政裁判所の設立は、 国際連盟行政裁判所は、 今日複数の国際機構には、 画期的なことであったといえる。 国際連盟の設立当初から設置さ 職員の権利の司 職員の身分保障

_

事実について以下に簡単に見ておくことにする

任用契約不履行に基づく金銭賠償をはじめとするいくつかの請求を行ったのであった。(タヒ) れず、解任と同等に扱われていたのである。そこで、彼は、二五年一月六日付書簡により、連盟理事会に対して、 ら削除された。当該職員は、そのまま三年以上の期間、適当な職にも就けてもらえず、また、防禦の機会も与えら 機構再編のため、適職が見つかるまで休暇することを命じられた。翌二二年には、 一九二○年一月一○日より五年間の任用契約を獲得したにもかかわらず、翌年の二月には、事務総長書簡によ 九一九年八月より連盟事務局の要約筆記課 (Précis-Writing Section) の長として勤務していたモノという職員 同職員の名前が職員名簿か

必要な一般的能力に欠けることや彼の健康状態の悪化などを考慮し、再任をしないと判断した事務総長の決定に、 Commission)に要請し、その報告書に基づいて、 任用契約の不履行があったわけではないものの、事務総長が彼を再任する意思のないことを本人に知らせなかった の法律家から成る委員会に事件を付託することにした。これを受けて、法律家委員会は、 ことに鑑み、申立人の請求を一部認め、 九二五年九月五日に、 職員による不服申立手続の実施に初めて直面した連盟理事会は、この問題を特別に設けた監査委員会(Supervisory 連盟理事会は、事務総長に必要な行動をとるように指示したのである。(8) 賠償額として七五〇ポンドを裁定した。この法律家委員会の判断に従い、 理事会議長代理が右の監査委員会議長と協議の後に指名する三名 モノが事務局での勤務に

かを疑問視していたし、 権利を認めはしたものの、 機関の必要性を強調していた。しかし、その後、先述のモノ事件により職員関係紛争の問題が再燃するまでは、 されていたのも事実である。 ところで、 職員の身分保障を行う行政裁判所の必要性は、すでに一九二一年に、 ILO事務局長のトーマも、フランスのコンセイユ・デタ(Conseil d'Etat)に似た司法的 理事会がそのような職員に関する紛争を解決するのに十分に独立した組織であるかどう たとえば、 フランス代表レヴェイヨ (Réveillaud) は、 連盟総会第四委員会の場で指摘 職員が理事会に不服を申立てる

なくそのまま維持することにしたのである。(SI) とされていた。その後一九三一年になり、 られていた既述の連盟理事会への不服申立手続が一応廃止され、 して議論が展開されることもなかった。 連盟総会は、 の報告書には、 その第八会期において、 上述の監査委員会の報告者であったネデルブラット(Nederbragt)によって踏み出されることに 監査委員会報告書が総会第四委員会に提出され、 勧告的機関とは区別される、最終的な判断を下し得る司法裁判所の必要性が説かれていた。(※) 同事件に関する理事会決議が出された一九二五年に、 結局、 行政裁判所規程を採択したのである。 連盟総会は、 当該手続の廃止を定めていた行政裁判所規程を修正 一九三一年に当該手続の必要性を再検討すること さらに検討が重ねられた結果、一九二七年 そこでは、 連盟設立当初から備え 行政裁判所の設置に

運命をたどったのか。四六年に下されたこれらの事件に沿っていま少し詳しく見てみることにしよう。 びILO職員の解任に関わる判決は、 九二九年から四六年にかけて、国際連盟行政裁判所は、三七件の事件を審理した。このうち一三件の連盟およ 四六年になって下された。では、国際連盟の末期に、行政裁判所はいかなる(※)

りになされる補償金の支払いが、 伴う補償金の支払いについても、 金における資格の保持が約束された。 それまでの勤務に応じて、 大多数の職員が自発的に辞職か停職かという右の選択に応じたものの、そうではない少数の職員は解任され、 いう必要に迫られた。これにより、 九三九年一二月に、 自発的に右の辞職か停職を受け入れない職員に対しては、 連盟総会は、 六カ月か一年分の退職金が与えられ、 一括払いの代わりに、 従来六カ月前に行われていたのを、一カ月前に行えることとした。また、 職員は、 これに加えて、 第二次大戦の勃発に伴って、 辞職か停職の選択を迫られることとなった。 連盟総会は、 一四年の年賦で支払われるべきと改められた。この状況下で、 後者を選んだ職員には、 恒久任用職員の解任通告またはその通告の代わ 連盟事務局とILO事務局の職員の規模縮小と 職員規則を改正し、 勤務をもはや必要としない 前者を選択した職員には 三カ月分の恩給と年金基

二六

たことは誤りであり、 改正が相互の合意なく適用され得ない既得権を有する。機構側が改正職員規則の適用により職員の既得権益を奪っ 職員規則は、 既得権が存在するとのことであった。本件につき、戦後、四六年に裁判所は、 改正職員規則が適用されることとなった。解任された一二名の連盟職員と二名の1LO職員は、 政裁判所は、 つき判決が下された)。彼らの主張によれば、連盟職員規則三○条 bis およびILO職員規則一六条aに、 |年一○月一五日以前のものであることから、彼らには、連盟総会やILO理事会の決定によって変更され得ない 一〇月一五日以降になされた任用は、機構の決定による変更に従うとの規定があったため、彼らの任用契約は三 が任用契約違反であることを行政裁判所に申立てた(このうち、他の付随的請求がなされた一件を除く一三件に 既得権を奪ったと主張するこれらの職員の請求を認めて、機構に対して賠償金の支払いを命じる判決 任用契約が結ばれたときに存在していた形で、任用契約の一部をなす。従って、 機構がやむを得ない事情からそれを行ったということには、 次のような判決を下した。すなわち、 正当な根拠がない。よって、 職員は、 右の職員規 職員規則の 一九三二 **処則の改**

問題を扱う連盟総会第二委員会で議論されることとなった。そこで出された結論は、 るのである。 判所が総会の決定を特定の事件に適用することができるということと、総会の決定それ自体の有効性を問題にする するということであり、 を下したのである。 ところが、 総会の決定や職員規則の適用および解釈を検討する行政裁判所の権限を問題にしてはいない。 連盟 事態はこれで収まらなかった。以上の行政裁判所判決が出された後、 また、連盟は、 および、 (総会) 行政裁判所はそれを設立した総会の優越的な権限の下に服すことはないということとは異な と行政裁判所との権限関係について、 連盟総会もこれを認めたのである。(®) それと契約を結ぶ職員に対して主権的な権能を有する。国家から成る世界的機構がそ 次のような意見が見られた。すなわち、 実質的な議論をした第二委員会の下部委員会の多数意 その履行に関する問題は、 行政裁判所判決の履行を拒否 しかし、 同下部委員会 財政

廃棄する権能を有すべきことである。一九二七年に総会が理事会への不服申立手続を廃止したのと同様、三九年に 対する上訴手続はないが、 改正職員規則を採択した一九三九年一二月一四日の総会決議の有効性を問題にすることはできない。 の機能を適切に遂行するために必要なことは、その行政機構で任用する個人に付与された権利を、場合によっては、 行政裁判所を廃止することすらできたはずである。連盟には主権的権能があるのであり、 行政裁判所による裁定は無効であったと宣言する権限は総会にあると考える。 行政裁判所は、 裁判所判決に

関係においても、 政裁判所の運営の歴史は、 盟は国際間の裁判制度を改善しようと目指しているのであるから、連盟内部の問題である事務総長とその部下との 政裁判所による有効性判断には服さないということが看取される。結局、 定された賠償金は連盟によって支払われることがなかったのである。「かくして、行政裁判所が設置される時に、連 以上の考えには、 総会と行政裁判所との権限関係においては、総会の権限は行政裁判所のそれに優位し、総会の判断は行 法の支配を確立するのは当然である、といわれたような、 第 一次大戦という状況下で、 竜頭蛇尾の結果に終わってしまったのである」。(®) 総会がとった職員の既得権を侵害するという措置は肯定されるこ 上で述べた一三件の行政裁判所判決で裁 輝かしい理念は影を潜め、 国際連盟行

田 連盟事務局の危機とその終焉

| 共通性から離れていった。彼らは、 以上に見てきたように、 連盟にはほとんど注意を向けず、 連盟事務局が目指した理想は、せまりくる第二次大戦の足音とともに、 一九二五年から一九三五年にかけて、イタリア人職員は、 国際連盟事務局は、 徐々に、国家代表、ファシスト伝道者、そして最後には、 すべての連盟の伝統や諸規則を破るイタリア人事務次長の下で、彼らは 国際労働事務局と併行して、 連盟事務局に彼らをつなぎとめていた目的 国際事務局としての歩みを進めていっ 崩壊していくことになる。 諜報員となってい

八

国の主義に従ったとされる。 のようなイタリア人職員のような傾向が見られなかったものの、第三帝国の成立後には、大半のドイツ人職員が自 らなかった)。ドイツ人職員の場合には、ドイツが敗戦国として一九二六年に連盟に加盟したこともあり、当初はこ とを求められた(同様の政策をとっていたドイツのナチス政府でさえ、このようにあからさまには公式の政策をと イタリア人職員の集団を形成していったのである。また、イタリアでは、一九二七年六月一六日に制定された法律(タメ) 外務省または権限ある外交機関当局の許可を得ること、および、 他の政府の職かまたは公的国際機関(public international agency)の職に就くことを希望するイタリア 政府の命令があれば、その職をやめるこ

職員の存在が連盟事務局にとって深刻な結果をもたらしたといわれる。 という感情を抱くことはなかったのである。とりわけ、一九三〇年代に入り、常に政府の利益を考えるこのような で、他の事務局職員と同じように任用された。この慣行が連盟の職務にとっては恒常的に危険が及ぶ原因となった。 れる慣行にも見受けられた。ドイツ、 このような職員は、連盟での任務を果たす際には常に政府の意向を汲み、決して十分には国際的に任用されている このように、国家が国際機構に従事する職員の身分を左右する事態は、とりわけ、一国の政府から職員が派遣さ イタリアおよび日本からの政府職員は、 通常、 七年の任期(契約更新も可能)

まで減っていた。 四〇年八月三一日に、 ここに瓦解したのである。 自国政府との絆を深め、 以上のように、時代が第二次大戦へと向かうにつれ、事務局内においては、本来連盟に忠誠を誓うべき職員が、 第 機構に対する忠誠および任務の国際的性質が脅かされていったことが分かる。結局、一九 同年末までに、事務局職員の数は、最盛期の七分の一にも満たないわずか一〇〇名ほど 一代目事務総長アヴノール (J. Avenol) が辞職するに至り、 国際事務局たる連盟事務局は

四 国際事務局の復興 —— 国連事務局の成立

〉 国連憲章の起草

連盟の経験から、 想は、 性が懸念されていたことである。すなわち、そこでは次の二つの問題が提起されたのである。まず第一に、 原型は、サンフランシスコ会議で初めて挿入された。特にその萌芽は、ダンバートン・オークス提案に付されたニ た結果として、 ュージーランド修正案、 委員会 (下部委員会案で、現在の国連憲章一○○条の規定とほぼ同趣旨 [筆者注]) は、 れらの提案は、 検討され、 さて、そこで、国連憲章の起草過程について、まず最初に、ダンバートン・オークス提案まで戻ってみる。 注目すべきは、右の下部委員会の議論の中で、すでに国家に対する忠誠と国際機構に対する忠誠の衝突する可能 そこには職員の国際的職員としての地位や任用に関する規定は見受けられない。それらに関する現在の規定の 一次大戦の末期に、 周知の通り、 一九四三年のモスクワ宣言を経て、ダンバートンオークス会議へと引き継がれていった。 (Commission I) の第二専門委員会 (Committee I/2) 現在の一○○条および一○一条三項の原型がこのときから規定に挿入されることとなったのである。 彼らが危険に直面し得ることを想定しているか否か」であった。これに対する回答としては、 ファシスト諸国の事例を除き、この点に関しては実際上の困難は生じないであろう」とされた。 憲章の起草に当たった四つの一般委員会のうち「加盟国、 イニシアティブをとったアメリカ政府内で国務長官ハルらの手によって準備作業が進められ、 四主催国(アメリカ、イギリス、ソ連および中国)修正案およびカナダ修正案に見られる。 勝利を確信した連合国の指導者たちは、 戦後世界の平和機構構想に思いを馳せた。 が設けた下部委員会(Subcommittee)でさら 改正および事務局」の問題を扱った第 事務局の職員が機構に忠誠を誓っ その構

員の自国に対する兵役上の責任の問題は、 第二専門委員会(Committee IV/2(法律問題担当[筆者注]))でも検討すべき」であるとされ、また、「事務局職 処せられる虞があるという懸念があったのである。この点に関しては、「この高度に重要な問題は、第一○章(現第 軍事計画のことを知った場合に、そのことを自国政府に明かさないということになれば、 参加した場合に直面する虞のある危険を包含しているか否か」という点であった。つまり、 五章 [筆者注]) で十分に扱うことのできない問題であるので、必要と思われる決定を出すためには、第四委員会 に、 「同規定 (右第四項 [筆者注]) は、 問題が生じた際に行政取極によって解決されるであろう」とも考えられ 事務局職員が自国に対して用いられる可能性のある軍事計画の準備に 自国の法律の下で重罰に ある職員がそのような

際連合加盟国は、事務総長及び職員の責任のもっぱら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果す 虞のあるいかなる行動も慎まなければならない」と、事務総長と職員の義務が定められる。他方、二項では、「各国 又は受けてはならない。事務総長及び職員は、この機構に対してのみ責任を負う国際的職員としての地位を損ずる 及び職員は、その任務の遂行に当って、いかなる政府からも又はこの機構外のいかなる他の当局からも指示を求め、 に当ってこれらの者を左右しようとしないことを約束する」とされ、 以上の議論を経た後、 国連憲章一〇〇条は次のように規定されることとなった。すなわち、一項では、「事務総長 加盟国の義務が規定されている

準備委員会における議論

章が署名された直後の暫定協定により設けられた準備委員会 (Preparatory Commission) においてである。同委員 はいたものの、 このように、 それは限られた範囲でしか過ぎなかった。この点に関する実質的な議論がなされたのは、 サンフランシスコ会議で、 国家に対する忠誠と国際機構に対する忠誠との衝突に懸念が表明されて むしろ憲

公的または私的な雇用において有しているいかなる地位も辞さなければならず、 則草案の下で、 任用または勤務の期間中に行った勤務に対して、 の任用期間中、 さらに、「事務局は、 て、「すべての国連加盟国の信頼を得ることができるなら、事務局はその性質において真に国際的」であると述べる。 会の報告書は、 その行動を律することを誓約または宣言することを求められる。二年かそれ以上の間任用される者は、 すべての職員は、 事務総長および職員は、 憲章の関係規定を理解する上で非常に示唆に富んでいる。 たとえ一部分であっても、政府に対して責任を負う国家の代表から構成されることはない。そ その任務の遂行に当たって、 自国の奉仕者 (servants) ではなく、 いかなる叙位、 機構の利益のみを心がけて、 叙勲、 記念品、 同報告書は、 国連のみの奉仕者である。 贈物または報酬も受けてはならな いずれの者も、この機構における 自らがその職務を遂行 事務局の性質につい 暫定職員規

決定づけるであろう」としている。また、 要である。 的配分原則という二つの原則の実施を確保することが 、が終身任用を受ける何らの保証も与えられ得ないということになれば、 が必然的に遠のいてしまうであろう。また、もし、 将来にわたって自国に依存し続けるならば、 「事務総長が行う職員の選任……とそのリーダーシップが、 そのような国際的な性質を有する事務局を築くために、その長である事務総長の役割が重要である。 ……これらの理由から、 任用の条件、 最終的には、経験という利点が保証され、健全な行政上の伝統が事務局内で確立されることが重 とりわけ任用期間について、 職員の大部分は、 職員の任用に関する国連憲章 その職員が自国の特別の利益を国際的利益に従属させることを十 同報告書は、 事務局において終身任用を受ける者から構成されることが必 職員が一国の行政府から単に暫定的に派遣され (detached) 「本準備委員会の主要な任務の 次のように述べる。 全体として、 一〇一条三項については、 すべての国からの最も優れた候補者の多 事務局の性質および能率を大いに 一つである」と確認した。 「もし、事務局において、 能力主義と地

 \equiv

須である」と。

大いに興味が沸く。 国際連盟において、事務局職員の国際的忠誠を損なった一因は、政府から派遣された職員が長期に任用されていた よって選ばれた、国連の利益のみに責任を有し、かつ、大部分が終身の職員から成るものと準備委員会で考えられ ことであった。従って、このように自国政府と密接に関係する職員の余地が果たして認められていたのかどうか、 ていたことが分かる。それでは、政府から派遣された職員を任用する余地はまったくないのか。すでに見たように、 以上から、 国連憲章が予定している国際的な性質を有する事務局とは、一言でいえば、 事務総長の広範な裁量に

の国において共通の実行となっている派遣制度を確立することが望ましいということに注意を向けるべきである。(国) 国の行政府との間の個人的接点が強まり、 この点に関し、右の報告書は、次のようにも述べている。「一国の公務員である職員 (officials from national services) 事務局において、二年をこえない短期間ならば費やし得るようにすべきである。そうすることで、事務局と一 国際的経験を積んだ一国の職員団が形成され得る。一国の政府は、多く

かつその行動を律することを求められていることと、政府からの職員に「自国の特別の利益を国際的利益に従属さ 解釈できる。また、 れていたことも考慮すれば、 の間任用される者は、 ことはない」という箇所とは、一見して矛盾するようである。しかし、その同じ箇所の少し後で、「二年かそれ以上 この部分は、 先述の「事務局は、たとえ一部分であっても、 右の準備委員会の議論から、 上限二年という短期間に限り、 公的または私的な雇用において有しているいかなる地位も辞さなければなら」ないと述べら 憲章が予定した職員を律する制度においては、 すべての職員は、 政府からの派遣職員も事務局の職に就く余地が残されていると 政府に対して責任を負う国家の代表から構成される 「機構の利益のみを心がけて」その職務を遂行し 派遣制度が必ずしも完全に排除されて

ことがわかる。従って、 このようにごく限られた範囲のみにおいて、一国の政府からの派遣職員を受け入れることが認められていたという ならず、あくまでも機構の利益にかなう範囲でしか認められないと理解できよう。 せること」が望めなくなるという懸念があったことを読み併せれば、 国連設立時より、限定的に利用され得る派遣制度というものは念頭に置かれていたといえ 派遣制度は、 つまり、 先に見たような時間的限定のみ 準備委員会の理解では、

国政府ではなく、 認しておくべきは、 この職員の派遣制度は、 国連の制度的枠組みの中で職務に専念し、 一国の政府から派遣された職員であれ、 その運用において、後に多くの法的な問題を惹起することになる。もっとも、ここで確 国際的忠誠を誓うことが求められているということで ひとたび国連事務局において任用されたからには、

五 おわりに

第二次大戦によって瓦解した。とはいえ、連盟時代に生成された国際事務局としての遺産は、 入によるものであったとさえいわれる。 盟事務局の成立は国際事務局の発展の歴史の中で大きな意味を持つものといえよう。また、本稿で見たように、国 連憲章一○○条に規定される事務総長および職員の責任の国際的性質と、それを尊重する加盟国の義務は、今日 と受け継がれていった。 以上に考察してきたように、 国際事務局の発明は、 戦後、 国連事務局は、 国際事務局は、 国際機構の真の始まりであり、 国際事務局の成立は、 連盟事務局の経験をもとに発展してきたのである。その意味で、連盟時代に生成された国際事務局としての遺産は、国連憲章一○○条へ 国際機構の発展に伴い、長い年月の末に成立し発展してきたものと 国際連盟事務局によりいったんは成就したものの、 一連の「会議」を 「機構」にしたのは、 事務局の導

匹

実に多くの国際機構の設立文書に明文化されており、ඖ 国際事務局の必要性が共通して広く認められるに至ったこと

には、 や職員人事への国家の介入など国家からの様々な影響力の行使が見られた。この現実は、まさに「国際公務員制度 てきたことは、以上に見た通り、国際事務局の発達の歴史それ自体が実証しているといえる。しかし、今日、 に対する脅威(threats to the international civil service)」であった。 国家の合意によって設立された国際機構において、国家に従属せず国際機構にのみ忠誠を誓う職員が必要とされ とりわけ、 国連のような政治的色彩の濃い国際機構において、歴代の事務総長人事に関わる東西陣営の対立

際事務局が必要とされ、その発展と不可分のものとして、国際機構にのみ忠誠を誓う職員 の地位が、まずもって国家の影響を排したものでなければならない。国際機構が十全な活動を行い得るために、国 の影響を排することこそが、国際機構の自律性につながるものと思われる。そのためには、事務局を構成する職員 政府間国際機構(IGO)にあって非政府間的(NG)である国際機構の事務局について見れば、できる限り国家 の集団が形成されてきたのである。 国家の結合体が、「国家連合」ではなく、 「国際機構」である以上、国際機構は、自律的であるべきである。 ―― いわゆる国際公務員

今日 でも、本稿で得られた歴史的な視点は、まずその前提的考察として重要であるように思われる。 裁判所の数が増え、その管轄も広がりを見せている。このように、新世紀に入り発展を続ける法現象を理解する上 てきている。そこには、 九世紀に萌芽した国際機構は、「国際機構の世紀」と呼ばれた二〇世紀をこえ、いまや新しい世紀を迎えている。 国際機構の活動が多岐にわたるようになり、 「国際公務員法」と呼ぶべき法の束が存在し、また、それを解釈・適用する機構独自の行政 国際公務員の数も増えた結果、 彼らを規律する規範も精緻化し

839 国際事務局の成立とその発展

- $\widehat{\mathbb{1}}$ 最上敏樹『国際機構論』(東京大学出版会、一九九六年) 九—一〇頁。
- $\widehat{2}$ 国際機構の定義については、さしあたり、 (内田久司先生古稀記念論文集)』(信山社、一九九六年)二八―四〇頁。 植木俊哉「国際組織の概念と『国際法人格』」柳原正治編『国際社会の組織化と法
- 3 Schermers, H. G. and Blokker, N. M., International Institutional Law, 3rd revised ed. (Martinus Nijhoff, 1995), pp. 300 ど参照)、欧米ではしばしば用いられる。とりあえず、体系書の中で触れられているものと書物の標題になっているものとして、 (Carnegie Endowment for International Peace, 1945), reprint ed. (Kraus Reprint, 1972)) など参照。 -302, Ranshofen-Wertheimer, E. F., The International Secretariat; A Great Experiment in International Administration ないわけではない。たとえば、高野雄一『国際組織法』(有斐閣、一九七五年)一一頁、最上『前掲書』注(1)二八―二九頁な この概念は、わが国においてはほとんど馴染みがないものであるが(もっとも、この語自体は用いられないことがまったく
- (Elsevier, 1995), pp. 1376-1379. Meron, T., "International Secretariat," in Bernhardt, R. (ed.), Encyclopedia of Public International Law, Vol. II
- 5 International Organization (Unesco, 1981), p. 32. Gerbet, P., "Rise and Development of International Organization: A Synthesis," in Abi-Saab, G. (ed.), The Concept of
- 最上『前掲書』注(1)一七頁·

7

6

- Bowett, D. W., The Law of International Institutions, 4th ed. (Sweet & Maxwell, 1982), p. 2.
- 8 Langrod, G., The International Civil Service; Its Origins, Its Nature, Its Evolution (A. W. Sythoff, 1963), pp. 34-35.
- 9 Chamberlain, J. P., The Regime of the International Rivers: Danube and Rhine (Columbia University, 1923), p. 155
- Parry, C. (edited and annotated), The Consolidated Treaty Series (Oceana, 1969), Vol. 57, pp. 465-491.
- $\widehat{11}$ $\widehat{10}$ る。この上訴機関として委員会が用いられ得ることになっている(同一二二条) 条約の違反に関わる訴訟は、まず、事務局長とそれを補佐する二名の監督官の前で提起される。その判断は多数決でなされ
- $\widehat{12}$ ントを控除し、それを退職または遺族年金基金として蓄えておく制度が整えられている。 条約七三条によれば、事務局長、徴税官、監督官、検札官、検査官および簿記官に付与される給与その他の手当の四パーセ
- Parry, supra note 10, Vol. 64, pp. 453-493
- Parry, supra note 10, Vol. 64, pp. 13-26.
- <u>15</u> 判所を用いることもできる。 もっとも、同附属書九条によれば、訴訟当事者は、 上訴機関として中央委員会を用いずに、第一審が提起された国の上訴裁

16 重票制に類した票の配分が見られるように思われる。 票を有し、プロシア代表委員とドイツ諸侯(一部プロシア含む)がそれぞれ三分の一の票を有する。ここには、今日にいう加 附属書一三条によれば、監督長官の選挙に当たっては、フランス代表委員とオランダ代表委員がそれぞれ全体の六分の一の

三六

Parry, *supra* note 10, Vol. 81, pp. 307-349.

17

- 18 Meißner, F., "Rhine River," in Bernhardt, R. (ed.), Encyclopedia of Public International Law, Vol. IV (Elsevier, 2000)
- ロシア二四票、フランスとオランダが各一二票、ドイツ諸侯が二四票 ―― そのうち、バーデンが一一票、ヘッセ=ダルムシュ 同条約九五条によれば、監督長官の任命に当たって、中央委員会の票配分は全部で七二とされており、その内訳として、プ

タットが宍票、ババリアが四票およびナッサウが三票 ―― と加重された票数が具体的に規定されている。

- が責任を負う(同一○一条)し、その他の職員の給与と年金についても、彼らを任用する国が責任を負う(同一○三条)。 ババリア、ヘッセ=ダルムシュタットおよびナッサウが一名、プロシアが一名ならびにオランダが一名をそれぞれ任命する とはいえ、監督長官のもとに配置された四名の監督官の給与と年金は彼らを任命した国(フランスおよびバーデンが一名、
- Parry, *supra* note 10, Vol. 138, pp. 167-179.
- 備がさほど重要とされなくなったこと、議事妨害 (obstructions) が減ったことで、個別の政府とは異なる共通の利益代表たる なお、各国の航行の利益のもとに置かれる四名の監督官は維持された(同条約四一条)。Chamberlain, supra note 9, p. 241. 監督長官の地位が重要ではなくなったこと、さらには航行税が廃止されたことでその監督が不要になったことが挙げられる。 マンハイム条約では、監督長官に関する規定はない。監督長官ポストが廃止された理由として、中央委員会の会議事項の準
- 《②) Mangone, G. J., A Short History of International Organization (McGraw-Hill, 1954), p. 70. 種々の河川の管理行政につい 六年三月三〇日に署名されたパリ条約(Parry, suþra note 10, Vol. 114, pp. 409-420, esp. pp. 415-416)により、沿岸国のみ 111-166, Vol. 6 (1975), pp. 3-58 and Vol. 7 (1976), pp. 3-90 も参照のこと。なお、ダニューブ河に関して付言すれば、一八五 ならず非沿岸国も含む委員会 (以下、ヨーロッパ委員会) (同条約一六条) と沿岸国から成る委員会 (以下、沿岸国委員会) (同 Navigation and Part III: Substantive Rights and Duties," Netherlands Yearbook of International Law, Vol. 5 (1974), pp. Waterways, Part I: The Beneficiaries of the Right of Navigation, Part II: The Territorial Scope of the Regime of Free また、さまざまな国際水路の航行制度に関する包括的なものとして、Vitānyi, B., "The Regime of Navigation on Internationa ∨±' Winiarski, B., "Principes généraux du droit fluvial international," R. C. A. D. I., Vol. 45 (1933-III), pp. 205-211' 七条)の設置が規定された。 前者は暫定的な機関であるのに対し、後者は、河川の航行および警察に関する規則制定権限を

R. and Caflisch, L. (eds.), The Legal Regime of International Rivers and Lakes (Martinus Nijhoff, 1981), pp. 203-245. guerre sur les traités relatifs au Danube, dans le cadre d'une étude globale du droit conventionnel du Danube," in Zacklin が設置されることはなかった。Chamberlain, *supra* note 9, p. 57. その後、一八六五年一一月二日のヨーロッパ委員会による Parry, supra note 10, Vol. 153, p. 188. ダニューブ河の航行制度の歴史については以下も参照。Costa, P., "Les effets de la よって規律されることとされた。Parry, s*uþra* note 10, Vol. 131, pp. 408-409. さらに、一八七八年七月一三日のベルリン条約 航行公法(public act)七条では、ダニューブ河口の航行が、ヨーロッパ委員会によって制定される「航行および警察規則」に 付与された恒久的機関であることが予定されていた。しかし、現実には、ヨーロッパ委員会の必要性が高まり、沿岸国委員会 (五三条)により、ヨーロッパ委員会が管轄権を拡大し、かつ、沿岸から完全に独立して職務を遂行することが定められた。

- Gerbet, supra note 5, p. 36.
- Parry, supra note 10, Vol. 130, pp. 198-217.
- (26) Parry, supra note 10, Vol. 136, pp. 292-317. 署名国は、北ドイツ、オーストリア=ハンガリー、フランス、バーデン、ババ ランダ、ペルシア、ポルトガル、モルダヴィア=ワラキア公国、ロシア、セルビア、スウェーデン、スイス、トルコおよびヴ リア、ベルギー、デンマーク、スペイン、イギリス(インドを含む)、ギリシア、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、オ
- Mangone, supra note 23, p. 75.
- $(\stackrel{pprox}{\sim})$ Codding Jr., G. A., The International Telecommunication Union; An Experiment in International Cooperation (E. J. Brill, 1952), reprint ed. (Arno Press, 1972), p. 24.
- (30) Parry, supra note 10, Vol. 152, pp. 235-244. 署名国は、オーストリア=ハンガリー、アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、 (\mathfrak{S}) Parry, supra note 10, Vol. 147, pp. 136-143. See also, "Detailed Regulations for the execution of the Treaty," ibid., pp

デンマーク (およびその植民地)、エジプト、フランス (およびその植民地)、ドイツ、イギリス (およびその植民地)、インド、

ペルシア、ペルー、ポルトガル (およびその植民地)、ルーマニア、ロシア、サルバドル、セルビア、スペイン (およびその植 カナダ、ギリシア、イタリア、日本、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ(およびその植民地)、ノルウェー、

<u>31</u> note 10, Vol. 152, pp. 245-270. 民地)、スウェーデン、スイス、トルコならびにアメリカ。 Langrod, supra note 8, p. 41. See also, "Réglement de détail et d'ordre pour l'exécution de la Convention," Parry, supra

三八

- 詳しくは、Woolf, L. S., International Government (George Allen & Unwin, 1916), pp. 221-242 参照
- Parry, supra note 10, Vol. 206, pp. 31-34. Parry, supra note 10, Vol. 194, pp. 294-349.
- Ibid. pp. 34-37.
- $\widehat{37} \ \widehat{36} \ \widehat{35} \ \widehat{34} \ \widehat{33} \ \widehat{32}$ - 、エジプト、グアテマラ、エチオピア、ニカラグア、アメリカ、ブラジル、コスタリカ、チリ、ペルー、中国、パラグアイ ン、フランス、スウェーデン、オランダ、ギリシア、ウルグアイ、ドイツ、キューバ、オーストリア=ハンガリー、ノルウェ バドル、ポルトガル、メキシコ、ルクセンブルグ、スイス、ペルシア、日本、エクアドル、ブルガリア、デンマーク、スペイ およびトルコ。 署名国は次の通り。イギリス、イタリア、モンテネグロ、ロシア、アルゼンチン、ルーマニア、セルビア、ベルギー、サル Goodman, N. M., International Health Organizations and Their Work, 2nd ed. (Churchill Livingstone, 1971), p. 88.
- Parry, supra note 10, Vol. 198, pp. 355-360.
- $\underbrace{45}_{44} \underbrace{43}_{43} \underbrace{42}_{41} \underbrace{40}_{40} \underbrace{39}_{38} \underbrace{38}_{44}$ Gascon y Marin, J., "Les transformations du droit administratif international," R. C. A. D. I., Vol. 34 (1930-IV), p. 53
 - Langrod, supra note 8, p. 42.
 - Schermers and Blokker. supra note 3, p. 301
 - Langrod, supra note 8, p. 38 最上『前掲書』注(1)二五頁。
- Walters, F. P., A History of the League of Nations (Oxford U. P., 1952), Vol. I, p. 20.
- モア委員会がイギリス政府に提出したこの草案は、イギリス政府提案として提示されることなく回覧された。*Ibid.*, Vol. 1, p. Miller, D. H., The Drafting of the Covenant (G. P. Putnam's Sons, 1928), Vol. 2, pp. 3-6. なお、厳密にいえば、フィリ
- Ibid., Vol. 1, pp. 10-12.
- Ibid., Vol. 1, p. 15. Ibid., Vol. 2, pp. 7-11.
- Ibid., Vol. 2, pp. 12-15.
- 51 50 49 48 47 46 Ibid., Vol. 2, p. 43.
- Ibid., Vol. 2, pp. 43-44

 $\widehat{65}$ $\widehat{64}$

- $\widehat{53}$ $\widehat{52}$ 第二案、 Ibid., Vol. 2, p. 67 および第三案、Ibid., Vol. 2, pp. 98-99
- Ibid., Vol. 2, pp. 61-63.
- 54
- 55 連盟規約に直接関わる引用部分にのみ「属員」を用いることにする。 "staff"の訳語は、後に見るように正文では「属員」であるが、ここでは今日一般に通用している「職員」を主に用い、

特に

- <u>56</u> Annex I to Minutes of First Meeting, Ibid., Vol. 2, pp. 232-233.
- <u>57</u> 盟委員会会議においてなされ(*ibid.*, Vol. 1, p. 214)、また、「総会」および「理事会」への用語の変更は、同年四月|日およ び二日に開かれた国際連盟委員会の下部機関である起草委員会(Drafting Committee)によりなされた。*Ibid.*, Vol. 1, p. 410 Ibid., Vol. 1, pp. 131-472. なお、参考までに、「事務総長」への用語の変更は一九一九年二月一一日に始まる第八回国際連
- 58 Wilson, F., The Origins of the League Covenant: Documentary History of Its Drafting (Hogarth Press, 1928), p. 40.
- <u>59</u> Drummond, E., "The Secretariat of the League of Nations," Public Administration, Vol. 9 (1931), pp. 228-229
- Walters, supra note 44, Vol. I, pp. 77-79.

 $\widehat{60}$

- $\widehat{61}$ 1920, pp. 136-139. "Report Presented by the British Representative, Mr. A. J. Balfour," League of Nations, Official Journal, No. 4, June
- <u>62</u> also International Labour Office, Official Bulletin (micro.), Vol. III, No. 20 (1921), pp. 1-54. 1920 [hereinafter cited as "Noblemaire Report"]," in League of Nations Documents and Serial Publications (micro.). See Experts appointed in accordance with the Resolution adopted by the League of Nations at its Meeting of December 17th A. 3. 1921 (X), "Organisation of the Secretariat and of the International Labour Office, Report of the Commission of
- Publications (micro.). "Organisation of the Secretariat and of the International Labour Office," in League of Nations Documents and Seria 最終版は、理事会と総会のいずれの文書番号も付されている以下のものと思われる。C. 424 M. 305, 1921 X/ A. 140 (a)
- Langrod, supra note 8, p. 113.
- Noblemaire Report, supra note 62, paras. 18-22.
- $\widehat{66}$ Ibid., pp. 29-31. る多数意見とは対照的に、自国の世論を代表する者から成る事務局の設置に関心を抱く少数グループの報告書も付されていた。 Ranshofen-Wertheimer, supra note 3, pp. 28-29. もっとも、この報告書には、国際公務員制度の基本概念を維持しようとす

Noblemaire Report, supra note 62, para. 40

四〇

- <u>67</u> $\widehat{68}$ F. (ed.), The United Nations System and Its Predecessors (Oxford U. P., 1997), Vol. II, pp. 243-269. さらに、一九四五年版 the League, 1920-1947 (Columbia U. P., 1951), pp. 440-472. を再録したものとして、Aufricht, H., Guide to League of Nations Publications; A Bibliographical Survey of the Work of が二六年に発行され、後に三〇年と四五年に二度発行されたとの説明もある。その二六年版のものも併せて以下を参照。Knipping. Ranshofen-Wertheimer, supra note 3, p. 256. もっとも、これと異なる説明として、一九二二年以来の改正を含んだ完全版
- 69 ILOの成り立ちに関しては、Alcock, A., History of the International Labour Organization (Macmillan, 1971), pp. 18-
- International Labour Office, Official Bulletin (micro.), Vol. I, (April 1919-August 1920), p. 505
- <u>71</u> of the International Labor Organization (Columbia U. P., 1934), Vol. I, pp. 127-450 物至 これらの規定については、起草段階からさほどの議論はなかった。起草過程の詳細については、Shotwell, J. T., The Origins
- 73 $\widehat{72}$ International Labour Office, Official Bulletin (micro.), Vol. II (September-December 1920), p. 7.
- International Labour Office, supra note 70, p. 507.
- Press, 1936), p. 116. とにより、国際労働事務所への真の忠誠が築かれるという発想があった。Phelan, E. J., Ves and Albert Thomas (Cresset Langrod, supra note 8, pp. 145-146. 彼の基本的な考えには、彼自身があらゆる職員と個人的な(personal)関係を持つこ
- Noblemaire Report, supra note 62, para. 120

75

- Ibid., paras. 121-123
- Nations Administrative Tribunal, Advisory Opinion of July 13th, 1954, ICJ Pleadings 1954, pp. 46-90)に詳しい。 らの覚書(Memorandum by the International Labour Office, Effect of Awards of Compensation Made by the United 国際連盟行政裁判所の成立の経緯およびその活動に関しては、一九五四年に国際司法裁判所に提出された国際労働事務局か
- International Labour Office, ibid., p. 50. League of Nations, The Records of the First Assembly, Plenary Meetings, pp. 663-664 cited at Memorandum by the
- (79) モノ氏の申立については、C. 45. 1925. V, in League of Nations Documents and Serial Publications (micro.). 事実の概要 of the Council, pp. 1442-1446. については以下も参照のこと。League of Nations, Official Journal (micro.), 6th Year, No.10, Minutes of Thirty-fifth Session

- Journal (micro.), 6th Year, No. 10, Minutes of Thirty-fifth Session of the Council, p. 1338 Thirty-third Session of the Council, p. 436 and Council Resolution of June 8th, 1925 cited at League of Nations, Official Council Resolution of 9 March 1925. League of Nations, Official Journal (micro.), 6th Year, No. 4, Minutes of
- League of Nations, Official Journal (micro.), 6th Year. No. 10, Minutes of Thirty-fifth Session of the Council, pp. 1441-
- Ibid., p. 1338
- Memorandum by the International Labour Office, supra note 77, p. 51
- Ibid., pp. 51-52.
- Meetings of Committees, Minutes of the Fourth Committee, pp. 250-257. 行政裁判所規程についてもこの文書を参照のこと。 A. 6. 1927. X, in League of Nations, Official Journal (micro.), Special Supplement No. 58, Records of the 8th Assembly
- Plenary Meetings, p. 478 and p. 201. League of Nations, Official Journal (micro.), Special Supplement No. 97, Records of the 12th Assembly, Meetings of A. 72. 1927. V, in League of Nations, Official Journal (micro.), Special Supplement No. 54, Records of the 8th Assembly
- Memorandum by the International Labour Office, supra note 77, p. 59

the Committees, Minutes of the Fourth Committee, p. 112.

- Il to the Memorandum of the International Labour Office, ibid., pp. 80-83. Ibid., pp. 59-61. なお、これら一連の判決はほぼ同趣旨であり、そのうちのゾッピノ(Zoppino)事件は次に掲載がある。Annex
- Sessions of the Assembly, p. 61 League of Nations, Official Journal (micro.), Special Supplement No. 194, Records of the 20th Assembly and 21st
- Ibid., pp. 261-263
- $\widehat{91}$ the International Labour Office, supra note 77, p. 69-70. もっとも、第二委員会の勧告により、訴訟費用分のみが恩恵として(ex gratia)申立人らに支払われた。Memorandum by
- 『国際公務員の身分保障と行政裁判所』『法学論叢』七一巻四号(一九六二年)九頁
- Ranshofen-Wertheimer, supra note 3, pp. 250-251.
- 96 95 94 93Ibid., pp. 245-246.
- *Ibid.*, pp. 251-253. もっとも、ナチス・ドイツは、一九三三年一○月に国際連盟に対し脱退通告を行ったので、実質的には

四

このような異常な事態は短期間のみで終わった。Ibid., p. 253

- 97 盟事務局に任用されたし、彼らの本国の政策と連盟の目的が衝突することはなかったので、彼らが本国政府と連盟に対して誓 う二重の忠誠が問題になることはなかった。Ibid., p. 344. もっとも、たとえばスカンジナビア諸国の外務省職員が派遣されることもあったが、彼らは、外務省の職を「停止」して連
- Ibid., pp. 343-344.

 $\widehat{99}$ 98

- Walters, supra note 44, Vol. II, p. 809
- 参考までに、ダンバートン・オークス提案第一○章は以下の通りである。
- $\widehat{100}$ 「第一○章 事務局

一人の事務総長及び必要な職員からなる事務局が設けられる。事務総長は、この機構の行政職員の長である。事務総長

- の機構の事業について総会に年次報告を行う。 は、この憲章に定められる任期及び条件の下で、安全保障理事会の勧告に基づいて総会によって選挙される。 事務総長は、総会、安全保障理事会、及び経済社会理事会のすべての会議において事務総長の資格で行動し、かつ、こ
- 3 (William S. Hein & Co., 1998), pp. 698-699 参照。なお、邦訳については、香西茂・安藤仁介編集代表『国際機構条約・資 Conference on International Organization. San Francisco, 1945, reprint ed., [hereinafter cited as "U. N. C. I. O."] Vol. (原文、四主催国修正案との対照表およびその他各国修正案等関連事項の索引も含め、Documents of the United Nations 事務総長は、国際の平和及び安全を脅威すると認める事項について、安全保障理事会の注意を促す権利を有する。」
- 101 ニュ−ジーランド修正案は、ダンバートン・オークス提案第一○章に、次の二項を加える。 機構外のいかなる他の当局からも指示を求め、又は受けてはならず、国際的職員としての地位を損なう虞のあるいかなる行 「四」この機構の事務総長及び機構の責任は、もっぱら国際的な性質を有する。彼らは、その責任を果すことに関し、この

朴集(第二版)』(東信堂、二〇〇二年) 二〇頁参照。)

- これらの者を左右しようとしないことを約束する。 動も避けなければならない。 この機構の加盟国は、事務総長及び職員の責任の国際的性質を十分に尊重すること並びにその国民が責任を果すに当って
- Vol. 3, pp. 490-491 地理的基礎に基づいて採用された職員を銓衡することの重要性について、妥当な考慮を払わなければならない。] U.N.C.I.O. 職員を任用するに当って、事務総長は、最高水準の能率及び専門的能力の確保を最も重要な条件として、なるべく広い

104

105

ニュージーランド修正案や四主催国修正案を包含するカナダ修正案第四項は、職員規則で規定され得るが、事務局はいかな

- 102 職員の責任の国際的性質および任用に関わる修正部分としては、次の規定を挿入することであった。 ない。加盟国は、事務局の責任の国際的な性質を十分に尊重すること及びその国民が責任を果すに当ってこれらの者を左右 性質であり、彼らは、その責任を果すことに関し、この機構外のいかなる他の当局からも指示を求め、又は受けるべきでは しようとしないことを約束する。」*Ibid.*, pp. 627-628 事務総長及び職員は、その任務の遂行に当って、この機構に対してのみ責任を負う。その責任は、もっぱら国際的な
- 103 さらに次の三項を新たに加えるというものであった。 カナダ修正案は、前二者の修正案よりもかなり詳細なものであり、三項から成るダンバートン・オ−クス提案第一○章に、

すに当ってこれらの者を左右しようとしないことを約束する。 ばならない。各加盟国は、事務総長及び他の職員の責任の国際的な性質を十分に尊重すること並びにこれらの者が責任を果 ずれの場所においても、いかなる公的発言をも含む、国際的職員としての地位を損ずる虞のあるいかなる行動も慎まなけれ 合機構外のいかなる他の当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務総長及び他の職員は、 「四 事務総長及び他の国際連合の職員 (personnel) は、その責任を果すことに関し、いかなる政府からも又はこの国際連 自国又はそれ以外のい

civil service)の確立を可能にするようなものでなければならない。職員は、総会が設ける諸規則に従って事務総長が銓衡す る。職員の地位は、男女に平等に開放されるものとする。最高水準の能率、能力及び誠実を求めることを最も重要な条件と Ъ. して、職員をなるべく広い地理的基礎に基いて採用することの重要性について、妥当な考慮を払わなければならない。 国際連合、公的国際機構又は国際連合と関係をもたされる機関並びに国際連合及びその関係機関の職員の独立を確保す 国際連合の職員の任用及び勤務条件は、最高水準の能率、能力及び誠実を備えた真の国際公務員制度 (truly international

ことや、事務局の職員が国際社会のより高次の利益のみを銘記して活動を統制しかつ行動を律することを誓い、いかなる政府 ダンバートン・オークス提案第一○章に、職員の国際的地位を補足することが望ましいとしている(*ibid.*, pp. 374-375)。 または事務局外の当局からも指示を求め、または受けることはできないという趣旨の提案を行っており(ibid. p. 37)、また、 メキシコも、事務局ができる限り十分に国際的な代表となることを修正案に盛り込んでいる (ibid., p. 187) し、ノルウェーも、 なお、職員の責任の国際性には直接触れないまでも、たとえば、ウルグアイは、事務局が広く国際的に代表するものとなる 的手続に服させないことを約束する。但し、国際連合がこの免除を放棄した場合は、その限りではない。」Ibid., pp. 594-595 められなければならない。加盟国は、国際連合の職員がその公的資格において遂行した行為に関して、当該職員を決して法 るために、その法的地位及び国家管轄権からの適切な免除は、総会が採択し、国際連合加盟国に提示される条約によって定

四四四

とが下部委員会で合意され(*U. N. C. I. O.*, Vol. 7, pp. 556-557)、その後、上位の第二専門委員会でも合意された(*ibid.*, pp に含まれるべきであり、また、このような規定は、事務局および総会の助けとなり、かつ、事務局の地位を強化するというこ る政府からもまたはこの機構外のいかなる他の当局からも指示を求め、または受けるべきではない、という規定は、国連憲章

- った (ibid., pp. 394-395) 後、第二専門委員会では、過度に詳細なので当該規定を憲章に含むべきでないとの議論も出たが、結局、挿入されることとな この原型となったカナダ修正案(第五項、前述注(昭)参照)は、下部委員会において全会一致で採択された(*ibid.*. p. 558)
- Ibid. p. 394.
- 108 107
- $\widehat{112} \ \widehat{111} \ \widehat{110} \ \widehat{109}$ Report of the Preparatory Commission of the United Nations, PC/20, 23 December, 1945, p. 85
 - Ibid. p. 86.
- 筆記試験に馴染まない高位の職や他の特定の任用があることから、「すべての職員が筆記試験で選ばれてくることは望ましくな 標準化することは無理であることと、筆記試験を補うための評価を行う人事局が必要であることについて触れている。そこで、 い」とし、「従って、広範な裁量が事務総長とその助言者に認められるべきである」としている。*Ibid.* pp. 91-92 制度の創造に多大な重要性を有する」ことを確認した後、同報告書は、各国の大学制度が異なることから、筆記試験を完全に *Ibid*. p. 85. さらに、職員の銓衡について、同報告書は、別の箇所において、「能力ある者を銓衡する方法は、良好な公務員
- Ibid., p. 92.
- 114 113 Ibid. p. 93.
- 府が彼らのもっぱら国際的な性質を尊重することも、同代表は同時に認めた。しかし、多くの代表は、この提案が、国連憲章 すためには、彼らが政府からの信頼を集めなければならないと説明した。とはいえ、職員がひとたび任用されれば、 能力ある候補者のより良い確保のために、「事務局職員の任用は、自国から候補者を出す加盟国政府の同意をもってなされるべ するのに最良の地位にあることを挙げ、国連は政府間機構であるため、事務局に任用される者が事務局にとって真の価値を有 きである」と提案したのである(PC/ AB/ 54)。この提案の理由として、同代表は、多くの場合、政府が候補者の能力を評価 ○一条の下での事務総長の排他的な責任と衝突し、事務局の自由、独立および真に国際的な性質を脅かし、かつ、その精神 職員と加盟国との関係について特筆すべきは、この準備委員会の議論の中でのユーゴスラビア代表の提案である。同代表は、

国職員の任用に決定権を有するということは憲章規定に反するという強い姿勢を明らかにしていたといえる。 この点に関し、多くの代表は、「特定の権利を一国の政府に与えたり、事務総長に対する政治的圧力を許すようなことを文書に るべきであり、事務総長がしばしば政府または民間の団体から候補者に関する情報を求めるということも常識とされているが、 において派遣制度がごく限定的に認められてはいたものの、やはりこの議論を見る限り、各国代表は、原則として、国家が自 もあり得る、とされ、結局、このユーゴスラビア提案は否決された(PC/ AB/ 66)。確かに、本文中で見た通り、準備委員会 は限らないし、候補者が偶然にも政府反対派に属している場合、政府は、当該候補者を推薦することには躊躇するということ とどめることは、極めて望ましくない」とした。さらに、政府は、必ずしも候補者の適格性について発言するにふさわしいと を破壊すると同時に、国連憲章一〇〇条の文言に違反するものとして反対した。職員はできる限り加盟国政府に受け入れられ

- 116 七-九七九頁。なお、本稿における国連憲章起草および準備委員会での議論の考察も右拙稿に依るものである。 詳しくは、拙稿「国連における派遣制度の今日的意義と問題点」『岡山大学法学会雑誌』四九巻三・四号(二〇〇〇年)九二
- 117 Claude Jr., I. L., Swords into Plowshares, 4th ed. (McGraw-Hill, 1984), pp. 191-192.
- $\widehat{118}$ C. (ed.), International Administration; Law and Management Practices in International Organisations (Martinus Nijhoif 1990), pp. II. 16-20 に適用されている重要な原則の一つである。Goossen, D. J., "The International Civil Service Commission," in de Cooker, たとえば、本稿で見たノーブルメール報告書に述べられた給与に関する諸原則は、今日も国連コモンシステムに属する職員
- 119 Organisations (Stevens & Sons, 1962), pp. 27-31. これら多くの国際機構の設立文書に設けられた規定については以下に詳しい。Jenks, C. W., Proper Law of International
- 123 122 121 120 実効性と国家主権によるコントロールの対峙 |事務総長の人事および職員の人事に対する国家のコントロールについては、位田隆一「国際連合と国家主権 ---Beigbeder, Y., Threats to the International Civil Service (Pinter, 1988) ──」『国際法外交雑誌』九○巻四号(一九九一年)二三一三二頁参照 国際機構の

 - 最上『前掲書』注(1)七七一七八頁。

最上『前掲書』注(1)一頁。

(二〇〇三年二月)

四五